

(表 1 改正資格者証の種類と工事の範囲)

改正前	
資格者証の種類	工事の範囲
アナログ第一種	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）を接続するための工事
アナログ第二種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備等に収容される電気通信回線の数が50以下であって内線の数が200以下のものに限る。）
アナログ第三種	アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事（端末設備に収容される電気通信回線の数が1のものに限る。）
デジタル第一種	デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事並びにアナログ第三種の工事の範囲に属する工事
デジタル第二種	デジタル伝送路設備（回線交換方式によるものに限る。）に端末設備等を接続するための工事並びにデジタル第三種の工事の範囲に属する工事
デジタル第三種	デジタル伝送路設備に端末設備を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒192キロビット以下のものであって端末設備に収容される電気通信回線の数が一のものに限る。）並びにアナログ第三種の工事の範囲に属する工事
アナログ・デジタル総合種	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事

改正後	
資格者証の種類	工事の範囲
A I 第一種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事
A I 第二種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備等に収容される電気通信回線の数が50以下であって内線の数が200以下のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が毎秒64キロビット換算で50以下のものに限る。）
A I 第三種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備に収容される電気通信回線の数が1のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インターフェースで1のものに限る。）
D D 第一種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
D D 第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット以下のものに限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
D D 第三種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が毎秒100メガビット以下のものであって、主としてインターネット接続のための回線に限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
A I・D D 総合種	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事

資格者証の種類における工事の例

